

審 査 基 準

令和3年11月1日作成

法 令 名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令
根 拠 条 項：第22条
処 分 の 概 要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第56条の27第7項（運搬証明書の再交付）
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：2日（行政庁の休日を除く。）
申 請 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係（電話 097-536-2131）
備 考：